

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成 23 年 9 月 20 日(火) 午前 10 時 00 分～11 時 38 分
(休憩 午前 10 時 47 分～11 時 33 分)

会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 5 番 柴田耕一、
8 番 杉浦敏和、 1 2 番 内藤とし子、 1 3 番 磯貝正隆、
1 4 番 内藤皓嗣、 1 5 番 小嶋克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

1 番 磯田義弘、 4 番 浅岡保夫、 6 番 幸前信雄、
7 番 杉浦辰夫、 9 番 北川広人、 1 1 番 鷺見宗重、
1 6 番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、経営戦略 G L、
市民総合窓口センター長、市民窓口 G L、市民生活 G L、税務 G L、
収納 G L、
都市政策部長、都市整備 G L、上下水道 G L、地域産業 G L、
行政管理部長、人事 G L、行政契約 G L、情報管理 G L、
会計管理者、監査 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第48号 高浜市税条例等の一部改正について
- (2) 議案第49号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (3) 議案第50号 市道路線の認定について
- (4) 議案第51号 高浜市住民投票条例の一部改正について
- (5) 議案第54号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (6) 議案第55号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (7) 議案第57号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- (8) 請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願
- (9) 陳情第12号 議場に国旗掲揚を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る9月8日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案7件並びに請願及び陳情各1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。その前に、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（行政管理部） 特にございません。

委員長 次に、本委員の記録の署名委員の指名であります、本件については、委員長からご指名を申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

《質 疑》

（１）議案第４８号 高浜市税条例等の一部改正について

問（１５） まず、この前いただきました説明会の資料に基づきまして質問させていただきますけども、まず、第一点、市税全般で、今回３万から１０万ということであっておりますけど、言葉といたしまして納税管理人という言葉と、それから市内においてどのくらいの不申告の件数があるのか、それから虚偽の申告と不申告の報告とはどのような関連があるのか、まずこの３点についてお願いいたします。

答（税務） まず納税管理人の御説明でございますが、納税管理人というのは納税義務者がですね、どこか行かれた、海外だとか、それから、所在が一たん滞っておるということで改めて納税管理人というものをつけておくというものでございます。この場合に納税管理人を指定するということで申告をしていただきます。その場合の管理人ということでございます。それから、市民税に関する不申告等でございますが、これまでもですね、当然、そういった不申告の事案はございましたが、その都度やむを得ない事情ということでそれぞれ過料についてはいただいております。実績等にはございません。それから、虚偽の申告ということで、先ほど言いましたように、そういった実績はございません。それぞれ各条文につきましては、その条文の規定の中で過料につきましては、情状により市長が定めるものと制定しておりますので、額につきましては市長が定めることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

問（15） 次に個人市民税、特に寄付のことについてお伺いいたしますけども、今回、新しくNPO法人を支えるということで、寄付において税制の優遇がされるということで、今、この高浜市内にNPO法人が8つありますけども、これはそれぞれに寄付するのか、それともまとめて寄付するのか、こういった方式でしょうか。

答（税務） 今、委員おっしゃられたとおり市内に9団体のNPO法人がございますが、これにですね、この寄付金控除というのは、その各団体に市民の方が寄付をする、個人個人寄付をする、その寄付に対しての控除でございますので、団体がまとめてするだとかというものではございませんので、よろしくお願いたします。

問（15） そうしますと、当然、これは例えば全世代楽習塾に寄付をしたものは、そのものは全部、全世代楽習塾のほうで財源としていろいろなことに使えるということですね。

答（税務） 当然、寄付でございますので、その団体が使い道の用途につきましては考えていただくということでございますので、よろしくお願いたします。

問（15） 特に指定管理になっている場合ですね、これは例えば後でいくら例えば寄付金があって、どのように使ったかという報告は、市のほうとしては受けるわけですか。

答（税務） NPO法人を認定する場合にですね、どのくらいの寄付をいただいておりますかということは確認のために提出していただくということになっております。

問（15） これはこの所管でないかもしれませんが、これからそういったふうな体質がでてきますと、今、まちづくり協議会では南部だけが、今、NPO法人になっておりますけど、今後ほかのまちづくり協議会ではどのような動きがあるかわかったら。

答（副市長） おのおのまちづくり協議会でいろいろ議論されておりますが、NPO法人化したほうが、有利性があると考えた団体組織はされていますし、あまりメリットが少ないというところで判断されたところはしてございません。これについては衣浦アカデミーで研修会を受けられて、ほとんどの団体が受け

られております。その中で判断されております。ただ今後、こういったような寄付金がふえるということは逆にいうと運営上、経理上、明白にするということになってくると、NPO法人化というのをするという方向性が強まるのではないかなというふうに考えております。

(2) 議案第49号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

質 疑 な し

(3) 議案第50号 市道路線の認定について

質 疑 な し

(4) 議案第51号 高浜市住民投票条例の一部改正について

質 疑 な し

(5) 議案第54号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

問（5） 予算書及び説明書の42ページと43ページの2款2項1目の賃金についてお伺いします。市税の賦課事業及び、市税等の徴収事業との臨時職員の賃金等が今回補正をされておりますけども、常日頃から人事、人員だとか配置等に関しては適材適所等というふうにいわれておりますけども、職員別の資料より推察しますと昨年より臨時職員数がふえているのにもかかわらず、今回一般財源を投じてまで補正増を行うという理由及び昨年よりふえた業務内容等、中身をお聞かせ願いたいと思います。

答（人事） 賃金のお尋ねということで、私のほうからお答えをさせていただきます。徴税費の賃金、市税賦課事業と市税等徴収事業でございますけども、実は予期しない退職だとか、育休だとか、緊急的な人員不足、こういったものに対応するために、人事グループのほうで臨時職員雇用にかかる人件費というものを当初予算で計上いたしております。計上の内容につきましては、今年度、

23年度は、臨時職員6人分の各半年分を計上いたしております。で、人事グループのほうでは上半期、4月から9月までの人件費につきましては、人事グループのほうで対応させていただきましても、10月から翌年3月までの下半期につきましては、各所管グループのほうで対応をお願いしているところがございます。したがって、この9月議会で各関係グループから、いろんなところで賃金の補正をお願いしておるところでございますけれども、具体的には市税賦課事業の賃金につきましては、今年度、平成23年度年度新規採用予定者の採用辞退に伴いまして、この4月から職員を配置いたしております、人事のほうで予算を組んでおりましたが、下半期、税務グループのほうで対応させていただくものでございます。それから、市税等の徴収事業につきましては、正規職員の育休代替に伴う臨時職員で、下半期担当グループのほうでお願いするものでございます。それから、臨職の増というお話がございました。議会のほうに提出させていただきました資料につきましては、昨年度、今年の3月現在で臨時職員167人、22年度の4月で臨時職員が153人、それから今年の4月で163人と、4月時点で比較いたしますと10人臨時職員がふえております。内容につきましては、どこがふえたかという内容につきましては、さまざまございまして、例えば市民総合窓口グループでは、今年度新規職員採用時点、先ほどとは別の新規職員採用辞退による代替の臨時職員だったり、それから多いのは保育園、幼稚園。こちらのほうの臨時職員、それはフルタイム、パートタイム含めての数でございますけれども、こちらのほうで比較的トータルで11人ふえております。そういったことで幼稚園、保育園のほうの増が大きな要因だというふうに思っております。

問(5) 同じく48から49ページをお願いいたします。5番の産業経済活性化事業の補正についてなんですけど、6番のコミュニティ創設支援業務委託料の減額ということなんですけど、がんばる事業の応援補助金の申請件数がふえたことによるということ補助金をふやされておると思いますが、前年度、17件と同じような今年度は同件数なのか、それともどういった形にふえているのか一度中身をお聞かせ願いたいというふうに思います。それと6番のコミュニティビジネスの創設なんですけど、減額が126万円減額されておりますけれども、県費補助対象ということで3の1の8へ組み替えたのか、この委員会

では中身が聞けませんけど、市民全体枠から高齢者枠への変更は、利用枠としては、せばまったように感じますけど、考え方及び理由等をお聞かせ願いたい。それとまた当初予算ではこの委託料が195万円組んでおりますけど、残りの67万4,000円で市民全体枠の支援カバーをするのか、振り分けた割合及び残金等の理由をお聞かせ願いたいと思います。

答（経営戦略） 3点の御質問をいただきました。まず1点目のがんばる事業者応援補助金の件でございますが、これは8月末までで既に6件の申請を受理しております、交付決定のほうをだしております。今回補正をあげさせていただいたというのがですね、PRにも努めておるんですけども、この件に関しまして相談だとか、申請をしたいよという個別に補助制度の説明に伺っているわけですけど、感触的にそういった方が約7件、あとまだ半年ございますので、それぞれということで枠取りということで、がんばる事業の中には補助1、補助2というのがございますが、それぞれ1件ずつの枠取りをさせていただいておるとございまして。これは、がんばる補助事業の制度自体が、この24年3月、今年度末をもって終了となりますので、そういったことも加味しまして、そういった補正を計上させていただいたというものでございまして。それから2点目のコミュニティビジネスの創出支援事業という関係でございまして、まず議員おっしゃったとおりで3款のほうへここに書いてございます127万6,000円というのは組み替えいたしております。当初私どもコミュニティビジネスというのは特に枠を決めてですね、仕事をするものではないし、おっしゃったように、市民が担い手のターゲットでございまして、そういった部分ではおっしゃったとおりでございまして、たまたまこれは今年3月の14日にですね、山口県のデイサービスのほうから、夢のみずうみ村の藤原代表という方がお見えになりました。介護予防、健康増進という形で今後、高浜の将来の高齢者を支える大きな一つの方針の御案内がありまして、福祉企画グループとですね、そちらへ一緒に取り組んでいったらどうかということで、コミュニティビジネスというのは、担い手というのは高齢者でありますとか、子育てを終えられた方の女性というのが主流になりますので、そういった部分も考えあわせて、この生涯現役のまちづくりの中にこういった分を生かしていくのはまたとないチャンスだということで、4月のときにもそういう方針で一回、

国庫補助なり、県費がいただけないかということで、それなりの打診をしておいたわけですが、国のほうの補助は6月の始めに不採択だったものですから、すぐ県費に乗り換えて今回こういったものをいただいたという形でございます。あとそういった部分で、高齢者に特化はしていきますけども、一般の方にも広くコミュニティビジネスというのにはわかっていただきたいし、そこを支えていくのが高浜市の将来にプラスな要因になるんだらうとそういう考えをもっております。あとは残金ということで、195万の中から、今、減額しております中で金額を引きますと67万何がしのお金が残るわけですが、これは議員もおっしゃいましたように一般の方たちに例えばコミュニティビジネスはこういうものですよという冊子を委託料の中につくったり、そこの参加していただいた中の状況を見てですね、そういった部分でさらなる支援が必要、支援施策が必要だといったことであればそういったことを年度の中でやっていきたいとそんな考えをもっておりますのでよろしくお願いいたします。

問（12） 43ページ、2款1項ですね。5のところでも市民公益活動支援事業のところにも協働事業ハード整備費交付金というのが90万ありますが、これの内容について教えてください。これはあっちになるのか。福祉ですね。

（6）議案第55号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

問（3） 国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書の60ページ、2款1項1目の一般被保険者療養給付金の補正額ですけども、今回、その補正というのが、2億6,245万3,000円という額で、大変大きな額が計上されておりますけども、その理由を細かく教えていただけたらと思います。

答（市民窓口） 一般被保険者療養給付費が増となった理由でございますが、さきの決算委員会で御説明いたしましたとおり、保険給付費は高額な治療、入院の発生により大きな伸びを示します。平成23年度におきましては、5月支払い、すなわち3月診療分におきまして、新規に医療費が100万円を超えるものが12件、6月支払い、4月診療分で9件、7月支払い、5月診療分で11件新たに発生いたしております。中には新規で一月810万円、また、72

8万円ほどの医療費となっているケースも発生いたしております。平成23年度当初予算におきましては、平成22年度の実績見込みをもとに編成いたしておりますが、結果として5月から7月の支払い実績が当初予算より一月あたり2,187万円ほどの増加となっておりまして、一年間を通しますと2億6,245万3,000円ほどの増加となる見込みでございます。

問(3) 平成22年度の決算では黒字となっていたと思っておりますけど、療養給付費の増額ということで、平成23年度の国保財政の見通しはどのように分析されて。

答(市民窓口) 平成23年度の財政見通しといたしましては、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、前年度におきましては単年度の黒字の状況でございましたが、現段階におきましては、平成23年度は保険給付費の大幅な増加に対しまして、歳入の大きな増は見込めませんので大きくマイナスに転じるものと考えております。

(7)議案第57号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

問(5) 予算書の82と83、3款1項1目の賃金と次の84ページと85ページの2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金について聞きます。人件費確定に伴う減額補正とお聞きしたんですけれど、他会計では賃金等、先ほどから増額しているのに、この時期に確定ということで対応しなければならない理由および前年度の納付未納に伴う負担金というふうで、この納付金は聞いておりますけれども、前年度約300万円余りの不要額が出ておりますけれども、今回、補正しなければならない理由と中身をお聞かせ願いたいと思います。

答(市民窓口) まず、歳入3項1項1目の一般会計からの繰入金の件でございますが、実は平成22年度の職員給与費等の繰入金、こちらは「等」でございますので実際には事務費等も含まれておりますが、これの支払い実績が繰り入れた額のほうが上回ったためにですね、平成23年度におきましてはその上回った額の分だけ一般会計からの繰入金の額を減額をいたしております。続きまして、歳出の2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、

こちらにつきましては、22年度の歳入でございますが、これを出納閉鎖期間、23年の4月、5月この分に納入したものにつきましては、前年22年度中に納付できておりませんので、これを23年度中に新たに納付するという事で予算計上させていただいている分でございます。

(8) 請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願

意(15) 本請願に対しては、反対の立場で述べさせていただきます。請願趣旨の文面には、「やりくりも限界、国保税が高すぎて払いたくても、払えない」とあります。これは明らかに、低所得者を想定していると思います。しかるにこの請願事項には、1世帯1万以上の引き下げをうたっており、高所得者も含めた請願になっております。医療費の高騰など厳しい財政状況の中、全世帯に対しての引き下げが果たして必要であるかと考えると、必要ではないと思いますので、この請願には反対させていただきます。

意(8) 私もこの請願に対しては、反対の立場で意見を述べさせていただきます。各世帯1万円の減額とありますけども、実際にその1万円を減額していくための財源だとか、あるいは、低所得者だけなのか、全世帯という意味は高所得者も含めてなのかという部分がやはり心配をされるころだと思えますし、低所得者に対しては、それぞれ既にいろいろな施策で減額減免措置というのが減額の措置がいろいろされております。先の決算特別委員会でも、いろいろ質問をさせていただきましたけども、そういった部分で十分といえないまでも高浜市の緊急財政、こういった中から勘案をすると、やられているのではないかとというようなことで反対とさせていただきます。

意(5) 先ほどの決算のときにもでておりましたけども、平成17年から22年の5年間で約1億円ぐらいの医療費が増加しておるという話を聞きました。今後も先ほどの3番議員の質問にもありましたように、医療保険給付費の増加等が見込まれている中、保険制度を維持するためには応分の負担が必要であることから、一般会計からの安易な繰り入れは国民健康保険以外の健康保険加入者にとっては二重の負担ともなることから慎重に対応すべきであるというふうに考えております。さらなる保険料の引き下げは歳入不足によって国保財政の悪化も懸念され、制度の維持という観点から妥当性を欠くものということ考

えますので、本請願には反対であるというふうに思います。

意（１２） 私はこの請願に、紹介議員でもありますが、賛成の立場です。２００万ぐらいの給与で所得が１５０万ぐらいですか、くらいでも２０万を超えというような方もみえますし、国保税が高いというのは皆さんが試してみえる。共産党が以前アンケートをとりましても３０％以上の方が国保が高くて困るというような声も上がっています。これはそういう意味でだれでも安心して医療が受けられるということを願ってだされた請願ですので賛成いたします。

意（２） この国民健康保険税の引き下げを求める請願に対しては反対の立場から意見を言わせていただきます。先ほど、ほかの委員からもでておりましたけれども、国保税が高過ぎて払いたくても払えないだとか、そういうことやなんか書いてありますけれども、それから一世帯１万円以上、保険税を引き下げてくださいという話ですけれども、今、低所得者の方については、いろいろと福祉のほうでもいろいろな施策などをとって相談にはいろいろなことでのっていると思いますので、どうしてもそういうようなことがあれば、市のほうでいろいろと相談をしていただければ、いろいろと相談にのっていただければと思いますので、この請願については反対をさせていただきます。

（９）陳情第１２号 議場に国旗掲揚を求める陳情

意（１３） それでは、賛成の立場で一言、意見を言わせていただきます。御承知のとおり私ども議会のですね、改革会議、平成１５年でしたですか、当時からいろんなですね、進めてまいりました。当時、そのテーマの選定の折に私ども市政クラブからですね、この実は本会議場に国旗、市旗の掲揚という問題をあげさせていただきましても、その当時、残念ながらですね、このままでいいと現状維持という形に、残念ながらなっていました。当時の状況と今の状況、みますところ御承知のとおりでございます、日本は大震災含め、歴史的な円高も含め、そしてまたお隣にですね、本当にやっかいな国がたくさんあります。沖縄までが私どもの領土だと言い出す始末でございます。そういう中で、私どもがやらなければいけないのが、やっぱり国を愛するというこういった考え方ははぐくんでいく必要があるというふうに思います。その国民、国家のですね、象徴とした国旗でございます。そういうものをみずから私ども

議会在率先をして議場に掲揚をして国を愛する気持ちを率先して進めていくべきだというふうに思いますので、この提案には賛成をいたします。この提案につきましては、今、申し上げましたように国旗だけではありますけど、私ども考えておりますのはセット、国歌、国旗のセットというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

委員長 市旗。市旗でしょ。

意（13） 失礼いたしました。国旗と市旗。

意（12） これまで議場に日の丸はなかったわけですが、何か不都合があったのでしょうか。まず、そのことをお聞きしたいと思います。それから、議場というのは、市民のさまざまな人の意見が、反映させるというね、そういう言論の場ですから、いろいろな意見があるということから言論の場として意見を交わされるわけですから、そういう意味では、そういう一つのものをおくということで、シンボリックなものを置くということは、一つのものに固めるというようなこともあると思うんですね。ですから、よくないということも思いますし、それから日の丸はアジアや沖縄、皆さん、軍隊が日の丸もって、もってといますか、日の丸を先頭に戦ってきた。でも、アジアの方も沖縄の方もそうですけども、日の丸を見ると、やっぱりそういう時代を思い出すということで侵略戦争に駆り立てた象徴となったので、多くの方が疑問をもっていると、やっぱり平成11年ですか、法律ができましたけれども、やっぱり強制するものではないということがわざわざ付記されていますので、そういう一つの議場に価値観や一つの思想を持ち込むということは、やっぱり強制力がはたらきますし、もっと好ましくないと思いますので、この意見には反対します。

意（15） 国旗をですね、議場に積極的に掲揚する必要性は現時点においては、今、感じておりませんと。しかし、国旗を大切にすることとは、これは全く異論がありません。よって、本陳情は趣旨採択といたします。

意（5） 賛成の立場で、言わせていただきます。思想や良心の自由がどこに違反しているのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと。目的は、議場に国旗だとか市旗を設置することなので、こういったことは私の方は賛成ということでは言わせていただきます。

意（8） 私も、さきに委員がいろいろ言われておりますけども、日本がやっ

ぱり国旗を掲げてということが最近理由を履き違えてなくなってきたのかなど。私が子どものころは、今よりも貧しかったですけども、祝日の日には、祝日も今ほどたくさんありませんでしたけども、祝日の日には角々に日の丸を掲げて、何とか今日より明日の生活をよくしていこうということで頑張ってきた時代がございませう。ある時期が過ぎたら、自由こそがということで、自由が権利のみの主張になって日本の礎としている旗がだんだんよそへ追いやられてきてしまっておりませう。何だか本当にさみしいなと。本当に私どもの次の世代、さらにはその次の世代に日本の国は本当にいい国だ、安全で安心していける国だという、そういった部分で自信をもって後生に次の世代に伝えていけるのかどうか、そういった部分を思いませうとやはりこの議場にもきちんと日の丸、さらには、高浜市に住んでよかつたということで市旗も掲げてやっていくというそういう日頃からの心構えというのか、気持ちのもちようだと思いませうけども、そういうものがあるべきだとそんなふうと思いませう。そういった部分で私はこの陳情に賛成をいたしませう。

意（２） 私はこの請願については趣旨採択でお願いしたいと思いませう。それはやっぱり先ほどもいろいろと意見が出ておりませうけれども、やはりそれぞれ人間の心情はいろいろ憲法やなんかでも保障されておるとおり、必ずこうでなければいけないというあれはありませうので、私はやっぱり国旗も先ほど話がでてましたけれども、オリンピックのときには皆さん一生懸命あの日の丸が揚がると喜ぶわけですけれどもそういったことから考えても趣旨採択で一つお願いをしたいと思います。

意（３） いろいろと御意見を伺いませうしてはいたんですけど、私は賛成の立場から意見を述べさせていたきたいと思いませう。先ほど２番委員からもオリンピック等でというお話もありましたけども、オリンピックやワールドカップ、それから野球のＷＢＣでもそうですけども、国を背負って各国とスポーツという形でいろいろと試合をしていく中でも、やはり日の丸というものを腕章だとかですな、ユニフォームにつけて戦っていく、また私も海外に留学しておりましたけども、どこの国の方々でも自分の国を愛し、自分の国の国旗を大事にするという考えというのはしっかりもっている中で先進国の中でも日本が先の戦争からこういったような考え方、国旗イコール戦争だというような考え方を逆に

教えてしまっているような状況でもあり、実際、日本の国というものがあってはじめて私たち日本人というのも存在するわけでございますし、もともとの国旗というのも戦争のためにつくったわけではなく、「日」のもとの国と昔からの歴史もあります。私はやはりこれだけ私自身若い世代に入るのかもしれないけども、若い世代が少しでも日本という国を愛して、また今後とも自分たち国民また子孫のためにしっかりと考えをもっていろんな世界に出て行く中でも一つ国旗というのには大事なものだとは私は思っておりますので、賛成という形で私は結論をだしたいと思えます。

意（12） 先ほど言い忘れましたので、もう一言、言わせていただきます。先ほど、意見も出ましたが、やはり皆さん思想、心情、信仰の自由というのは憲法で保障されているとおりに持っているわけですね。そういうみんなが意見を反映させる言論の場であるし、他のいかなる場所にもましてさまざまな、市民の意見を反映させなければいけないところですから、国家感についても意見の違いを認めなければならないですし、そういう強制するような、何ていいますか、一つのものをおくというのはいけませんし、高浜市は国旗も市旗も掲揚してるわけですね。ですからわざわざ議場にそういうものを掲揚しなくてもいいと思うんです。そういうこともありまして反対いたします。

委員長 暫時休憩といたします。しかしながら、委員の方におかれましては引き続き自由討議がございますので、この場にとどまっていたいただきたいと思います。当局の方は、退席をいただいて結構でございます。ただし、自由討議中に当局への質疑が出た場合には担当の部長、グループリーダーをお呼びいたしますので、所在がわかるようにしておいていただきますようお願いいたします。なお、自由討議終了後に委員会を再開するときは各部長に御連絡をいたします。

休憩 午前10時47分

自由討議あり

再開 午前11時33分

《採 決》

- (1) 議案第48号 高浜市税条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第49号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第50号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第51号 高浜市住民投票条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第54号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第55号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1回）

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第57号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1回）

挙手全員により原案可決

(8) 請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願

挙手少数により不採択

(9) 陳情第12号 議場に国旗掲揚を求める陳情

挙手多数により採択

委員長 以上をもって当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前11時38分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長